第三条中「第五十七条の二十一」の下に「第一項及び」を加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号）」を「平成二十二年金融庁告示第百二十八号（特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件）」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過するこの告示による改正後の平成二十二年金融庁告示第百三十号第二条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過するまでの期間	四・五パーセント以上	三・五パーセント以上
	六パーセント以上	四・五パーセント以上
	二・二五パーセント未満	四・五パーセント以上
	三パーセント未満	六パーセント以上
	一・一三パーセント未満	二・二五パーセント未満
	一・五パーセント未満	三パーセント以上
	〇パーセント未満	一・一三パーセント未満
	〇パーセント未満	一・五パーセント未満
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過するまでの期間	四・五パーセント以上	四パーセント以上
	六パーセント以上	五・五パーセント以上
	二・二五パーセント未満	四パーセント以上
	三パーセント未満	五・五パーセント以上
	一・一三パーセント未満	二パーセント未満
	一・五パーセント未満	三パーセント以上
	〇パーセント未満	一パーセント未満
	〇パーセント未満	一・三八パーセント未満

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第８４４３号

東京都豊島区東池袋２丁目21番３号
債務者　有限会社ヰヌ・エイ・シー
代表者取締役　西野　圭二
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚健一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５１１号

東京都江戸川区北葛西１丁目７番14号
債務者　株式会社葛西総業
代表者代表取締役　佐々木勝彦
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明彦
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５４１号

東京都北区赤羽台２丁目３番２
債務者　株式会社ＯＫリフォームプロ
代表者代表取締役　西澤　政雄
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　郷原　友和
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５６７号

東京都台東区東浅草１丁目８番８号
債務者　光越商事株式会社
代表者代表取締役　越　　孝郎
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相川　泰男
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５９２号

東京都江戸川区一之江８丁目15番１号
債務者　白井通商株式会社
代表者代表取締役　白井　　悠
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　憲寿
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５９３号

千葉県柏市あかね町13番12号
債務者　株式会社童心居
代表者代表取締役　白井　　悠
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　憲寿
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５９７号

東京都台東区寿４丁目１番９号
債務者　株式会社トーカツテクノ
代表者代表取締役　那須　清茂
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達也
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午後２時

東京地方裁判所民事第20部